

『傭船者の指示した特定の役務について遅滞すればオフハイヤーが認められる!』

Minerva Navigation Inc v Oceana Shipping AG, Oceana Shipping AG v Transatlantica Commodities SA ("Athena") [2013] EWCA Civ1723

【事案】

“Athena”(以下「本船」という)は、定期傭船に出され(2009年1月13日付け)、さらに再定期傭船に出された(2009年10月9日付け)。いずれの傭船契約においても、修正NYPE1946フォームが使用され、契約内容は実質的に同一であり、以下の条項を含んでいた。

15. 本船の完全な稼働を阻害する、船長、職員、若しくは部員の不足、病気、ストライキ若しくは怠慢…その他一切の事由によって時間を喪失したときは、傭船料の支払いは、それによって喪失した期間について中断する。…

8. 船長は、極力迅速に航海を遂行し…。船長は、(船主によって任命されたとはいえ)本船の使用及び代理業務に関し、傭船者の指図・命令に従わなければならない。

2009年10月、本船は、ロシアのNovorossyskにて小麦を積み込み、シリアへ向けて出港した。B/L記載の揚地はシリアのLattakia or Tartousであった。本船はTartousに到着したが、コンタミを理由に受取りを拒絶された。そこで、傭船者側から、当該貨物をリビアに輸送するよう指示が出され、本船はシリアからリビアに向かった。そして、2010年1月19日、傭船者側は本船船長にリビアのBenghazi港内に停泊し指示を待つよう指示した。

傭船契約上、B/L記載の荷揚港以外で荷揚げする場合、B/L原本を回収して、再発行する必要があるところ、上記指示を受けた時点では回収等に時間を要することが予想された。そこで、本船船長は、傭船者側の指示に従わず、リビア沖の公海上で待機した。B/L回収の問題が解決し、Benghazi港での荷揚げが可能となった同年1月30日、本船は同港に向かい、同年2月3日、同港にて荷揚げを開始した。再傭船者は傭船者に対し、傭船者は船主に対し、本船が公海上で待機していた約11日間のオフハイヤーを主張して傭船料の返還を求め、予備的に8条違反に基づく損害賠償を求めて仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、本船船長の行為は8条に違反するが、船長が傭船者側の指示どおりBenghazi港に向かっていたとしても、B/L回収の問題があったため、実際より早く荷揚げを開始できたとは考えられないとして、損害が発生していないとした。他方、15条に基づきオフハイヤーが成立するためには、①船長等の怠慢があることおよび②その結果、時間の喪失があることが必要であるところ、船長が傭船者側の

指示に従わず、Benghazi港内で停泊し待機するという役務提供に遅滞が生じていることから、①および②の要件を満たすのであり、仮に、本船が同港に直行していたとしても、他の理由で荷役開始が遅れていたことは、オフハイヤーの成否には影響しないとした。船主は、仲裁判断を不服として、高等法院に上訴した。

高等法院は、15条によって傭船料の減額が認められるのは、オフハイヤー事由が生じた結果、傭船契約上の役務提供(一定の航海または一定の期間、船舶を傭船者の利用に供すること)に時間の損失がある場合に限られるとした。本件では、単に本船が傭船者側から求められていた当面の役務提供について遅滞が生じただけであり、リビア沖の公海上で待機したことにより、荷揚げ開始等に遅れが生じていない以上、傭船契約上の役務提供に時間の喪失はなかったとし、オフハイヤーの成立を否定した。

【判決】

上訴審では、以下の理由により高等法院の判断を覆し、オフハイヤーの成立を認めた。

15条は、傭船契約上の役務提供全体や航海全体ではなく、船舶が傭船者から求められる当面の役務(本件では、傭船者側の指示どおり、Benghazi港で停泊し指示を待つという役務)提供が遅滞し、本船の完全な稼働が阻害された期間に着目している。高等法院は、オフハイヤー条項を解釈するにあたって、傭船契約上の役務提供についての時間の喪失という表現を用いているが、その意味は不明確であり、当該役務提供の始まりと終わりが明らかではない(航海の始めから終わりまでとも、本船の引き渡しから返船までともとれる)。仮に、引渡しから返船までとすると、複雑で推論的な計算が必要となり、また、傭船契約、再傭船契約などと契約が連続する場合、契約期間が異なれば、各契約でオフハイヤーの成否が異なりうるという不都合が生じる。船舶が傭船者から求められる当面の役務提供に遅滞が発生したか否かにのみ着目することにより、複雑で推論的な計算が不要となる。

【コメント】

オフハイヤー条項の下、仮に荷揚げ開始などの航海スケジュールに影響がなく、傭船者に実質的な損害が発生していなくとも、特定の役務提供について遅滞が生じた場合には、オフハイヤーであるとした点、今後の実務に影響を与える判決と思われる。■